

令和 4年 8月 3日

姫路市宿泊施設デユースプラン利用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、宿泊客の減少等の影響を受けている宿泊事業者に対し、姫路市宿泊施設デユースプラン利用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、令和4年8月1日において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受け、市内に所在する施設で同法第2条第2項から第4項までに規定する旅館業を営む宿泊事業者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 代表者、役員又は使用人その他の従業員、構成員等が姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に掲げる営業を営む者
- (3) 特定の政治家若しくは政治団体又は宗教を援助し、若しくは助成し、又は圧迫し、若しくは干渉を加える目的を有する者
- (4) 国、兵庫県若しくは姫路市又はこれらの者が所有する施設を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により管理する者
- (5) 令和4年8月1日までに納期限が到来した姫路市税に滞納がある者（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条の規定による徴収猶予を受けている者にあつては、当該猶予以外に姫路市税に滞納がある者）
- (6) 過去に第7条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けたことが

ある者。ただし、市長が、特に必要があると認める者は、この限りでない。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の宿泊施設において、次に掲げる要件を全て満たすデイクースプラン（自らが管理する宿泊施設の客室を宿泊せずに日帰りで利用させることを目的に企画した商品をいう。以下同じ。）を提供する事業とする。

- (1) 令和4年10月1日から令和5年2月28日までの期間に提供されるものであること。
- (2) 午前7時から午前0時までの範囲で提供されるものであること。
- (3) 1室当たり1名が利用するものであること。ただし、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する者をいう。）を介護する者が同行する場合は、この限りでない。
- (4) W i - F i その他の通信設備により、支障なくインターネットを使用できる環境を提供するものであること。
- (5) 床面から天井面まで周囲が壁で仕切られ、個人が専用利用できる環境を提供するものであること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費とし、次項に規定する方法により算出したデイクースプラン1件当たりの額に利用件数を乗じて得たものとする。

- 2 デイクースプラン1件当たりの補助対象経費は、デイクースプランの設定価格（消費税及び地方消費税を含み、飲食をその内容に含むデイクースプランの場合にあっては飲食に相当する料金に係るものを除く。）に2分の1を乗じて得た額（2千円を上限とし、当該額に10円未満の端数が生じる場合にあってはこれを切り捨てるものとする。）とする。
- 3 補助対象者が、デイクースプランを利用者に販売する際は、デイクースプランの設定価格から前項の規定により算出された1件当たりの補助対象経費の額を控除して販売するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費とする。

(補助金の交付申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の着手前に市長が別に定める期間内に、姫路市宿泊施設ダイユースプラン利用促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 旅館業法第3条第1項の許可を受けたことを証する書類の写し
- (3) 補助対象事業で使用する部屋の内部写真
- (4) 誓約書(様式第3号)
- (5) 姫路市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書(様式第4号)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知書類)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては姫路市宿泊施設ダイユースプラン利用促進事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、補助金を交付しないと決定した者に対しては姫路市宿泊施設ダイユースプラン利用促進事業補助金不交付決定通知書(様式第6号)により、それぞれ通知する。

(変更等の承認)

第8条 前条第2項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請の内容を変更し、又は補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、あらかじめ姫路市宿泊施設ダイユースプラン利用促進事業補助金変更等承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に対し申請事項を承認すべきものと認めるときは、その旨を姫路市宿泊施設ダイユースプラン利用促進事業補助金変更等承認通知書(様式第8号)により、申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、姫路市宿泊施設ダイユースプラン利用促進事業実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、完了した日から30日を経過する日(当該日が姫路市の休日定める条例(平成2年姫路市条例第15号)第2条第1項各号に掲げる市の休日(以下「市の休日」という。)に該当する場合にあっては、その直前の市の休日でない日)までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 姫路市宿泊施設ダイユースプラン利用促進事業月別利用実績報告書(様式第10号)
- (2) ダイユースプラン利用確認書(様式第11号)
- (3) その他市長が必要と認める書類
(立入検査等)

第10条 市長は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助対象事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、市長が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、第9条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を確認し、交付すべき補助金の額を確定するとともに、姫路市宿泊施設ダイユースプラン利用促進事業補助金確定通知書(様式第12号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 前条の規定により通知を受けた補助事業者が、補助金の請求をしようとするときは、姫路市宿泊施設ダイユースプラン利用促進事業補助金

交付請求書（様式第13号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに当該補助事業者に補助金を交付する。

（書類の整備等）

第13条 補助事業者は、補助対象事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して、5年間、これを保存しなければならない。

（補助金の返還等）

第14条 市長は、第9条第2項の規定による補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適當であると認めるとき。

（補則）

第15条 市長は、補助事業者に対し、この要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のため必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月3日から施行する。